

**母子・父子家庭などの医療費を助成しています**

ひとり親家庭等医療費受給資格証を母（父）子に交付します。

**交付対象者**

- 18歳未満（18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日まで）の子ども
  - その子どもを扶養する父または母
- ※ 祖父または祖母が、父母のいない孫を扶養する場合なども対象となります。

**小・中学生の入院医療費を助成しています**

小・中学生が入院した際にかかった医療費の助成を行います。

**申請に必要なもの** ● 氏名、保険点数、自己負担額が記載された領収書 ● 健康保険証（入院した人の名前が記されたもの） ● 印鑑 ● 金融機関の通帳（郵便局以外） ● 高額療養費支給決定通知書（該当する人のみ）

- ※ 医療費が一定額を超えているときは、先に保険者（使用している健康保険）へ請求の手続きをしてください。
- ※ 郵送による申請も受け付けています。申請に必要なもの（コピー可）を同封し、住民保険課福祉医療係（〒636-0392 田原本町 890-1）へ郵送してください。助成金交付請求書は、町ホームページから印刷、または住民保険課福祉医療係から取り寄せることで取得できます。

**医療費助成制度  
医療費受給資格証を  
7月中旬に送付します**

住民保険課福祉医療係 ☎ 34・2095

医療費の助成を受けられる現在ご利用の医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい資格証を対象となる人に7月中旬に送付します。有効期限を過ぎた資格証は8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分し

- 8月更新の医療費受給資格証
  - 乳幼児医療費受給資格証
  - 心身障害者医療費受給資格証
  - ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ※ 今回送付分から、乳幼児医療費受給資格証の年度更新がなくなり、就学前まで使うことができます。

てください。

**7月から平成26年度の免除申請の受付を開始します  
国民年金保険料の納付が困難な人は  
申請を**

桜井年金事務所 ☎ 42・0033  
住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

保険料の納付が困難なときは、窓口で申請し、日本年金機構で前年所得を審査して承認を受けると、保険料の納付が免除・猶予されます。

**7月から受付開始**

平成26年7月～平成27年6月分の保険料免除・若年者納付猶予の申請

**受付中**

平成27年3月分までの学生納付特例の申請

申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。早めに手続きしてください。また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職を考慮して免除区分が審査される特例もありますので、ご相談ください。

※ 保険料免除・若年者納付猶予、学生納付特例は、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

**所得が少ない人は…保険料免除制度**

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の免除制度があります。  
**審査要件** 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。  
(注) 全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります。

**30歳未満の人は…若年者納付猶予制度**

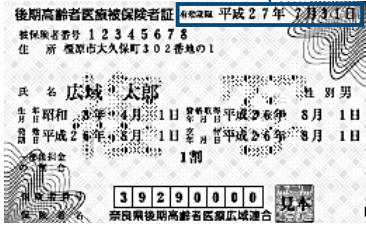
30歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。  
**審査要件** 申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

**学生の方は…学生納付特例制度**

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。  
**審査要件** 前年の所得などが定められた基準以下である学生  
**対象となる学校** 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など  
※ 各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象



新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は平成27年7月31日です。



受取時には、受領印が必要です。また、不在の場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されます。その場合は、お知らせに記載されている方法でお受けください。

現在使用されている被保険者証の有効期限は、7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。  
8月1日以降は右上の有効期限が、平成27年7月31日と記載されている被保険者証をご使用ください。  
**被保険者証は簡易書留で7月下旬に送付**

## 後期高齢者医療制度 被保険者証を7月下旬に送付します

住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096  
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430

### 平成26年度から新しい保険料率になります

#### 平成25年度まで

一人当たり 保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
最高 55 万円		44,200 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 所得割率 8.1%

平成26・27年度 保険料率は2年ごとに見直されます。

一人当たり 保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
最高 57 万円		44,700 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 所得割率 8.57%

有効期限を過ぎた被保険者証は：  
8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。  
**平成26年度の保険料を決定**  
7月に平成26年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの

### 平成26年度から

#### 保険料（均等割額）の軽減措置が拡充されます

同一世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額などの合計額	軽減割合
33万円以下かつ同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円（ほかに所得がない）以下	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24.5万円 × 同一世帯内の被保険者数) 以下	5割(拡充)
33万円 + (45万円 × 同一世帯内の被保険者数) 以下	2割(拡充)

天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。  
また、納付書で納める場合は便利で納め忘れのない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

どなたでも楽しめます

## ニュースポーツを体験しよう

中央体育館（生涯教育課スポーツ振興係）☎ 33-5882

誰でも簡単に経験ができ、競うことより楽しむことを主としているニュースポーツを一度体験してみませんか。

自治会、子ども会、老人会のレクリエーションとして最適です。スポーツ推進委員による出張指導も行います。



日時 **7月26日(土)** 午後5時～6時

場所 中央体育館

種目 カロリーリング、囲碁ボール、シャッフルボードなど